

第2章 災害予防

第1節 総則

第1項 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないうことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。

最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、町、町民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2 推進体制

(1) 「災害から命を守る岐阜県民運動」への推進

「想定外の常態化」ともいふべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても町民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開していく。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

(3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

多様な視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく等協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(5) 罹災証明書の発行体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(6) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害時対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

(7) デジタル技術を活用した防災対策の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

第2項 防災業務施設・設備等の整備

1 気象等観測施設・設備等

気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供するものとする。

(注) 気象業務法（昭和27年法律第165号）では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従って、気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格した気象測器でなければ、使用してはならない。また、観測施設を設置した場合は、その旨を届け出なければならない。

2 消防施設・設備等

消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

3 通信施設・設備等

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努めるとともに、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図るものとする。県及び町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

4 水防施設・設備等

重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄するものとする。

5 災害対策本部施設・整備

迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するものとする。また、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、本庁舎の防災対策の整備を図るとともに、災害対策本部機能をもった代替施設の整備を図るものとする。なお、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図るものとする。災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

6 迅速な参集体制の整備

災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、災害時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における日直体制の実施とともに、職員の徒歩等による参集時間参集ルートの事前確認の実施など、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進するものとする。

その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。

7 防災拠点施設の整備

大規模災害時に町内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する町広域防災拠点施設の指定を行うものとする。なお、富加町における大規模災害時での公共施設利用用途一覧表（施設別）は、資料編のとおりとなる。

(1) 救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

(2) 地域内輸送拠点

県外から、又は町域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための拠点

(3) ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保のための拠点

8 複合災害対策

複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

9 その他施設・設備等

災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する。また、特に防災活動上必要な公共施設、避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的を実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を策定するものとし、緊急輸送道路の確保を図るものとする。

第3項 災害に強いまちづくり

まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。

防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第2節 防災思想・防災知識の普及

1 方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開し、町民の自助・共助意識の高揚を図る。この県民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスクの情報基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、「超」広域災害や複数の災害が同時に発生する災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。

なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 実施責任者

町	各部
県	各部局

3 富加町地域防災計画

(1) 富加町地域防災計画の配布

富加町地域防災計画を作成し、あるいは修正したときは、次の関係機関に配布する。

- ア 県、消防、警察、自衛隊
- イ 町内の施設管理者
- ウ その他、必要と認められる者

(2) 富加町地域防災計画の公表

災害対策基本法第42条5項に基づく、富加町地域防災計画の要旨の公表は、総務部で広報紙により、周知するものとする。

4 町民に対する普及

町民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、防災に関する講習会等の開催、防災行政無線での呼びかけ、パンフレット、チラシ等の配布及び広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

- ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など）をまと

めておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

- イ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- ウ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- エ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- オ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- カ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

また、防災知識の普及にあたっては、町民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を町民に周知し、町民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

5 児童生徒等に対する普及

学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。具体的には、次により普及活動を行うものとする。

園児、児童、生徒の防災知識の普及に努めるとともに園児、児童、生徒を通じてその地域における防災知識の普及徹底を図り併せて災害の未然防止と災害時の応急対策について十分周知させるものとする。

6 職員に対する防災教育

防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、職員に対して非常配備の基準、各部において処理すべき防災事務又は業務等に関する説明会等を実施し、その指導を行うものとする。

7 災害伝承

過去に発生した災害で得た教訓を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

8 企業防災の推進

企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

9 防災訓練への積極的参加

防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、町民、自主防災組織等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努めるものとする。

第3節 防災訓練

1 方針

災害時において、県計画、本計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、平常時から地域の災害リスクに基づいた防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、毎年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。

2 実施責任者

町	各部
県	各部局

3 訓練方法

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

(1) 応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

(2) 町民の防災意識の高揚

町民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講じることができるよう、実践的な訓練により防災意識の高揚を図るとともに、災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る

(3) 要配慮者等の配慮

要配慮者等の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

(4) 感染症対策への配慮

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。

4 水防訓練

岐阜県水防計画に基づく水防活動等の円滑な遂行を図るため、水防等に関する訓練の実施に努めるものとする。なお、水防に関する具体的な訓練内容は、別に定める岐阜県水防計画によるものとする。

5 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町村、県等と合同して実施するものとする。実施に当たっては、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて、他の関連訓練と併せて実施するものとする。

6 避難等救助訓練

避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防ぎょ活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。なお、学校、社会福祉施設等にあつては、収容者等の人命保護のため、次のとおり訓練の実施に努めるものとする。

- (1) とみかこども園の避難訓練を、年1回以上実施する。
- (2) 富加小学校・双葉中学校の避難訓練を毎学期1回以上実施する。
- (3) 社会福祉施設の避難訓練を年1回以上実施する。

7 避難所の運営訓練

職員による避難所への参集訓練を行うとともに、避難所生活の支援を実施することができるよう、富加町避難所運営マニュアルに基づく運営訓練の実施に努めるものとする。

8 広域災害を想定した防災訓練

地方公共団体等の防災関係機関は、複数県に及ぶ様々な広域災害を想定した机上訓練の実施に努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げや広域避難等の実動訓練の実施に努める。

9 その他の訓練

応急対策を実施するため必要な事項について、関係機関と緊密な連絡をとり、他の訓練と併せ又は、単独で次の訓練等を実施に努めるものとする。

- (1) 関係機関等への通信訓練や気象警報等の伝達訓練
- (2) 職員の参集訓練
- (3) 災害対策本部の運営訓練
- (4) 炊出し訓練
- (5) 情報連絡員や応援職員の派遣
- (6) その他の訓練

10 防災関係機関等の実施する防災訓練の支援

関係機関が実施する防災訓練について、積極的に協力・支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの町民の参加を図っていくものとする。

11 訓練の検証

訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第4節 自主防災組織の育成と強化

1 方針

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想されるため、「みんなの地域はみんなを守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく、自主的な防災活動が実施されるよう、自主防災組織の重要性について認識を広め、自主防災組織の育成強化を促進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

2 実施責任者

町	総務部、消防部
県	危機管理部、県土整備部

3 組織づくりの推進

災害時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織づくりを推進するものとする。

4 重要性の啓発と参加を促す環境整備

自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代の参加のための環境を整備するよう努めるものとする。

5 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者、障がい者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として富加町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行うこととする。

本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

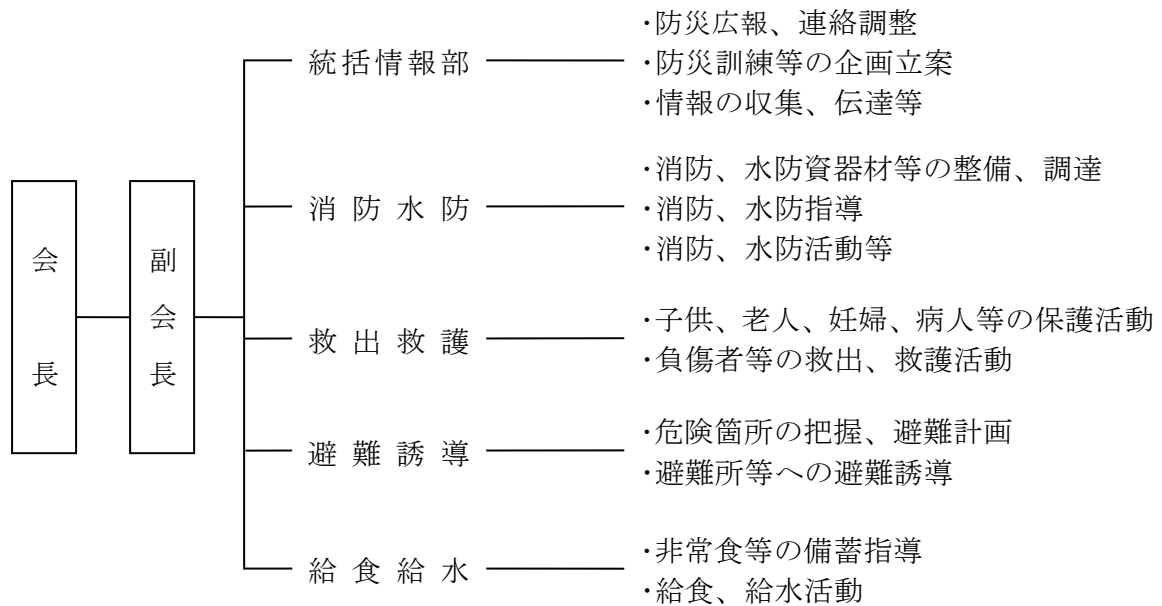
機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。

6 組織の編成

地域の実情に応じた組織の編成が望ましいが、概ね次の事項を定めておくものとする。

- (1) 組織名称の決定
- (2) 要綱又は規約の決定
- (3) 事業の内容と任務分担及び責任者の明確化

○自主防災組織の任務分担例



7 防災訓練の実施

防災活動に必要な知識、技術等を習得し、また組織的行動のためには、防災訓練の実施は重要である。このため、自主防災組織ごとの訓練の実施に努めるとともに、町本部は積極的に協力し、訓練の補助を行うものとする。

8 資機材の整備

町本部は、自主防災組織で行う防災活動に必要な資機材の整備費の補助を行うものとする。

9 研修の実施

自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実するものとする。また、地域に根ざした各種の団体（老人クラブ、女性団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等への参加について指導するものとする。

10 消防団、警察等との連携強化

自主防災組織と消防団、警察との連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

第5節 ボランティア活動の環境整備

1 方針

災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう活動の環境整備を図る必要がある。そのため、日本赤十字社岐阜県支部富加分区、社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図り、平常時の登録、研修制度時におけるボランティア活動の環境を整備する。

2 実施責任者

町	福祉保健部
県	危機管理部、環境生活部、健康福祉部

3 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、町赤十字奉仕団並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、町民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

4 組織化の推進

関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進するものとする。

5 災害ボランティアの登録

社会福祉協議会は、災害ボランティアの登録受付を行うものとする。町本部は、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておくものとする。県及び町のボランティアに関する事務局は次のとおりとなる。

○ 岐阜県社会福祉協議会（ボランティアセンター）

〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内
電 話 058-273-1111（代表） F A X 058-275-4858

○ 富加町社会福祉協議会

〒501-3305 富加町滝田1381-1 児童センター内
電 話 0574-54-1312（代表） F A X 0574-55-0068

6 活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受け入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図るものとする。また、設置、

運営について指導及び支援を行い、積極的に参画するものとする。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

県及び町社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの設置育成に努めるものとする。また、ボランティアコーディネーターの設置育成について指導及び支援を行うものとする。

(3) ボランティア活動拠点の整備

社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図るものとする。

(4) ボランティア対応マニュアルの策定

社会福祉協議会は、受入窓口対応等、災害時での対応マニュアルを策定するものとする。

(5) ボランティア支援を担う職員の養成

大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う職員を養成するものとする。

(6) 廃棄物等に係る連絡体制の構築

社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第6節 広域的な応援体制の整備

1 方針

大規模災害時には、町本部だけでは対応が不十分になることが考えられるため、他の防災関係機関と相互応援協定を締結する等、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。

2 実施責任者

町	各部
県	危機管理部

3 広域的な応援体制の整備

町を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図るものとする。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。また、災害時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。

4 県域を越えた広域相互応援

県外の近隣市町村との間の相互応援協定の締結に努めるとともに、災害が発生した場合において応援を求める内容、連絡先等について、予め防災関係機関と確認しておくものとする。

5 県内相互応援

(1) 県広域消防相互応援協定

岐阜県広域消防相互応援協定に基づき県消防相互応援隊の活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。

(2) 管内災害時相互応援協定

可茂地区市町村消防団相互応援協定及び、みのかも定住自立圏災害時における相互応援に関する協定に基づく防災応援活動が、円滑に実施できるように努めるものとする。

6 その他の応援体制

大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域的な応援等を行う緊急消防援助隊について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。応援要請については、町長又は町長が可茂消防事務組合に委任し県知事へ派遣依頼する。なお、富加町が締結した消防・防災関係の協定・覚書等一覧表等は、資料編のとおりとなる。

第7節 緊急輸送網の整備

1 方針

大規模災害発生時には、道路、橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、応急対策を実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進める。

2 実施責任者

町	総務部、建設部、教育部、保育部
県	危機管理部、商工労働部、県土整備部、県警察

3 緊急輸送道路ネットワークの確保

緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な町中心部と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面対策等を進めていくものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図るとともに新規の電柱占用を原則認めないものとする。

4 道路被害状況の把握

発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

5 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の設置

災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災町へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、県は、広域物資輸送拠点、町は、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置するものとする。県は、市町村、関係指定（地方）公共機関と連携して緊急物資の広域物資輸送拠点等候補施設をあらかじめ指定しておくものとする。

広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

○ 富加町の地域内輸送拠点（岐阜県災害時広域受援計画に掲載）

施設の名 称	床面積	連絡先
富加町B&G海洋センター体育館	726㎡	0574-54-2886

6 緊急通行車両の周知・普及

民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うものとする。

7 町内の緊急輸送道路

緊急輸送道路は次のとおりとする。県警察は、緊急輸送道路のうち国道19号、21号及び中央自動車道について、優先確保するものとする。

(1) 第1次緊急輸送道路

地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路となり、県が指定する。富加町が関係する道路は、東海環状自動車道の富加関IC－美濃加茂IC間となる。

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点とを相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路となり、県が指定する。富加町が関連する道路は、次のとおりとなる。

- 国道 …… 国道418号
- 県道 …… 主要地方道関金山線、県道富加坂祝線、県道富加美濃線
- 町道 …… 町道大山27号線、町道井ノ上蓮野線、町道羽生84号線、町道夕田1号線、町道滝田69号線、町道滝田70号線、町道高畑51号線（旧国道248号）

(3) 第3次緊急輸送道路

第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点とを相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路となり、県が指定する。富加町が関連する道路はない。

第8節 防災通信設備等の整備

1 方針

災害発生時には、通信の途絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながるものである。そのため、画像監視カメラ、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、小型無人機（ドローン）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、警報等の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。

2 実施責任者

町	総務部、企画部
県	危機管理部、県土整備部

3 町防災行政無線の整備

(1) [同報系] 防災行政無線の整備

町本部と町民との間に情報伝達や通信を確保するため、平常時及び大地震、台風等による災害時を問わず、同報系の防災行政無線の整備を図るものとする。防災行政無線（同報系）屋外拡声子局設置場所・設置図は、資料編のとおりとなる。

(2) [移動系] 防災行政無線の整備

町本部、各自治会、防災関係機関、災害現場等を結ぶ防災行政無線及び避難所等との間の通信網の整備拡充を図るため、移動系の防災行政無線を配置し、災害時において十分な情報の収集、伝達等が円滑に実施できるようその運用の習熟に努めるものとする。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。防災行政無線（移動系）設置場所は、資料編のとおりとなる。

(3) 防災行政無線のデジタル化

近年の大規模災害の発生を教訓として、防災行政無線にはこれまで以上に多様化・高度化する通信ニーズ(画像伝送・データ伝送等)への対応が要求されるとともに、平常時における有効活用を図るために更なる改善が求められているため、アナログ方式からデジタル方式に順次移行していくものとする。

4 町防災行政無線の種類・数量

(1) 同報系防災行政無線

- ア 固定局（役場庁舎無線室）
- イ 遠隔制御局（1階和室）

(2) 屋外拡声子局

- ア 屋外拡声子局（24局）
- イ 戸別受信局（全世帯・自治会集会場・公共施設）

(3) MCA無線（移動系）

- ア MCAアドバンス中継局エリア 東濃中継局
- イ MCAアドバンス 36台
 - ・役場 10台
 - ・避難所等 11台
 - ・消防団 15台（各班10台）（団長、副団長、分団長5台）

ウ 指令局 1台

(4) 防災相互通信用無線（異免許人間通信）

災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努めるものとする。また、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努めるものとする。

ア デジタルMCA 1台

5 県防災情報通信システムの活用

地上系・移動系・衛星系通信回線の3ルートで、国、県、市町村、消防機関との通信を確保している。

(1) 端末局設置場所

役場総務課等に設置

(2) 電話による通信方法

ア 端末局から通信する場合

岐阜県庁	地上系	400-2-（内線番号）
	衛星系	3-400-2-（内線番号）
可茂総合庁舎	地上系	510-2-（内線番号）
	衛星系	3-510-2-（内線番号）

イ ファクシミリによる通信方法

端末局から電話と同じ要領で行うものとする。

6 非常時の通信体制の整備

災害時に加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は、利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努めるものとする。

(注) 非常通信（電波法第52条）とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

7 防災相互通信用無線の整備

災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努めるものとする。

消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努めるものとする。

8 その他の通信網

次の通信網を整備し、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(1) 衛星携帯電話

固定電話の使用不可による外部との通信途絶を解消するため、衛星携帯電話の整備に努めるものとする。

(2) ホームページ・町公式F a c e b o o k ・ L I N E等

被災情報、支援情報等を町ホームページや町公式F a c e b o o k ・ L I N E等で提供する体制を整備するものとする。

(3) 富加町メール配信サービス「とみかメール」

町の緊急災害情報や気象・地震情報等様々な情報を、携帯電話で通知するシステムで、町民に広く周知するとともに、迅速な情報伝達ができるような体制を整備するものとする。

(4) エリアメール（NTT d o c o m o ・ K D D I ・ ソフトバンク）

緊急速報エリアメールシステムを利用し、メール配信による災害情報の提供ができる旨を、町民に広く周知し、迅速な情報伝達ができるような体制を整備するものとする。

9 その他通信システムを作動させるための人的・物的備え

町及び防災関係機関は、非常電源設備及び要員の緊急体制等を多重的に整備するものとする。

10 情報の収集・伝達方法の多様化

(1) 職員による情報収集

ア 職員による参集途上での情報収集に努める（それぞれマップを携行し、被害情報ばかりでなく生活物資等の供給可能情報等も収集する。）。

イ 防災関係機関の近くに住所を有する職員を指定し、直接当該機関に赴き情報収集に当たらせる。

(2) 被災現場からの情報収集

あらかじめ、被災現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、被災現場情報等の収集に努める。

11 情報システムの高度化

(1) 道路被害情報通信システム

道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進するものとする。

また、道路管理者は、道路情報提供システム等により、通行規制情報の円滑な提供に努めるものとする。

(2) 画像情報収集・連絡システム

画像監視カメラ、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努める。また、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第9節 火災予防対策

1 方針

災害が発生した場合、同時多発火災や時間、季節、風速等によっては大火災となる恐れがあるため、地域及び事業所等の火災予防の徹底を図るとともに、迅速に消火活動を行う体制を整備する。

2 実施責任者

町	総務部、消防部
県	危機管理部

3 火災予防の指導強化

(1) 町民に対する指導

火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、町民に対し、地震災害時における火災防止思想普及を図るため、次の指導を行うものとする。

- ア 火気使用器具の使用方法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓
- イ 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器、消火用水の準備とその使用方法
- ウ 火災予防条例の周知、徹底

(2) 初期消火体制の確立

各家庭等で消火し切れない火災について、自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、消防ホース等の設置、使用方法について指導するものとする。

4 消防力の整備強化

(1) 消防力の強化

消防力の整備指針に定める水準を目標として消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図るものとする。

ア 消防団員の確保と加入促進

消防団を中核として地域防災力の充実強化に関する法律により、条例定数による団員確保の他、災害時のみに出動を限定した機能別団員等の導入を検討していく。また、消防団への加入や消防団活動が円滑に行われるようにするための配慮等、事業所における消防団活動への理解と協力を求めるものとする。

イ 消防施設の整備拡充

ウ 必要な資機材等の整備

エ 救出活動を阻害する障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保

オ 消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、団員の入団促進

カ 同時多発災害時に備えた、自主防災組織等の育成強化

(2) 消防組織の整備

火災等の大規模化、複雑化に伴い高度の専門的知識と技術が要求され、加えて道路、交通、通信の発達により個々の市町村の境界に関係なく広域的に消防本部、署を設置するのがより効率的であるので、可茂消防事務組合により広域共同処理方式で消防力の充実が図られている。さらに、消防力の効率化を図るためには、「岐阜県広域消防相互応援協定」、近隣市町村間の「消防相互応援協定」に基づき、応援隊の派遣、受け入れ等整備を行い体制の

強化を図るものとする。なお、富加町消防団の組織図・陣容・貸与車両一覧は、資料編のとおりとなる。

(3) 消防ポンプ等機械の整備

消防用車両等については、国の示す消防力の基準を考慮し、それぞれ消防施設整備計画によって年次整備するとともに、消防ホースの増加を図り、装備の高度化、充実化に努めるものとする。

5 消防水利等の確保

国が示す消防水利の基準に適合するよう計画的な逐年整備を行うとともに、富加町消防水利設置要綱に基づき、適正配置と消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図るものとする。

- (1) 消火栓又は、防火水槽（耐震性貯水槽）の整備
- (2) 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化
- (3) 水を輸送できる民間車両（散水車等）の利用についての関係団体との協議

6 消防機器・水利の点検

消防用機材器具、消防水利の点検を行うものとする。

- (1) 消防団への貸与機器の点検
班毎に毎月1回点検を行い、出動に備えるものとする。
- (2) 消防水利の点検
防火水槽、消火栓等の消防水利施設は、消防団の班毎に点検を行い、清掃、障害物の除去等を実施して保全に努めるものとする。

7 町民に対する火災予防等の周知

災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、町民に対し防火知識の普及と初期消火等一般的な消火技術の修得について、次のとおり周知を図るものとする。

- (1) 消防訓練による周知
町民に対する火災予防の普及及び初期消火体制の万全を期するため、自主防災組織や事業所等が行う消防訓練に参加して、火災予防の周知を図るものとする。
- (2) その他の周知方法
 - ア 防災行政無線による呼びかけ
 - イ 町広報紙や「可茂消防だより」による啓発
 - ウ 春秋の火災予防運動及び文化財防火デー時での啓発
 - エ 火災予防等のポスターの掲示

第10節 水害予防対策

1 方針

洪水等による水害を防止するための必要な水防組織、施設の整備等は、別に定める岐阜県水防計画によるものとするが、水害と関連のある施設に必要な対策、避難に関する情報等については次に定めるところによる。

2 実施責任者

町	建設部
---	-----

3 道路施設対策

道路施設について、防災点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、通常の災害が予想される季節前に維持補修を検討し、緊急を要する箇所から逐次防災対策を進める。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、監視施設等の整備を図り、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

4 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。

5 水害リスクの開示

町民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。このため県は、県管理河川において水害の危険性が高い地区の情報（水害危険情報図等）の提供や、水位計の設置及び避難判断の参考となる水位の設定等を行う。町はこれらの情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを作成するものとする。

なお、タイムライン策定に当たっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮するものとする。

6 防災知識の普及

防災週間や防災関連行事等を通じ、町民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、町民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、5段階の警戒レベルにより提供すること

等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、町民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ等の作成を行い、町民に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか町民等に確認を促すように努めるものとする。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

7 体制整備

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

8 水防計画

水害予防のための必要な計画は、岐阜県水防計画によるものとする。

9 要配慮者利用施設における防災体制の整備

本章第16節「要配慮者・避難行動要支援者対策」による。

第11節 国民保護計画

1 方針

武力攻撃事態等における対応については、別に定める「富加町国民保護計画」によるものとする。

2 実施責任者

町	総務部
---	-----

第12節 観光施設等予防対策

1 方針

本町においては、観光施設等（道の駅、文化財等）があり、その利用者の安全を図るため、災害時に備えた体制の整備に努める。

2 実施責任者

町	総務部、企画部、産業環境部、教育部、保育部
---	-----------------------

3 責任体制の整備

施設の管理者等は、防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、災害時に備えるものとする。

4 気象予警報等の把握と避難

施設の管理者等は、テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象の把握に努め、利用者に周知徹底を図るとともに、早期避難に努めるものとする。

5 町本部との連絡体制

施設の管理者等は、観光施設に危険が予想されるときは、町本部との連絡体制を整えるとともに、適切に避難の指示若しくは勧告が行えるようにしておくものとする。

6 周知徹底

町本部は、利用者の安全を図るため、施設の管理者等に対して、前述までの対策を講じるよう指導するものとする。

第 13 節 孤立地域防止対策

1 方針

孤立地域の発生を余儀なくさせる地域は、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

2 実施責任者

町	総務部、建設部、産業環境部
---	---------------

3 実施内容

- (1) 通信手段については、本章第 8 節「防災通信設備等の整備」に定めるところによる。
町は、災害時の孤立地域を予測し、町民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努めるものとする。
- (2) 孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保
道路整備等による孤立地域対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進するものとする。
- (3) 孤立予想地域の実態把握
災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化するものとする。
- (4) 避難所の確保
孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進するものとする。
- (5) 備蓄
備蓄については、本章第 15 節「必需物資の確保対策」に定めるところによる。町は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとする。
また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮するものとする。
- (6) その他
上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第14節 避難対策

1 方針

災害が発生し、又は発生する恐れのある区域の町民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

2 実施責任者

町	総務部、住民部、福祉保健部、建設部、教育部、保育部
県	危機管理部、健康福祉部、県土整備部

3 避難計画の策定

避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の町民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては町民も参加する等の工夫をするとともに、町民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する町民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。また、町民が自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。

本計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。

4 行政区域を越えた広域避難の調整

大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・

強化を図るものとする。

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。

5 要員の確保等

- (1) 災害が発生し、又は発生する恐れのある場合には、職員が決められた場所に自発的に参集できる体制を整備しておくものとする。
- (2) 災害業務の実務に精通した職員を基準に緊急初動等の事前登録を行うものとする。
- (3) 交通機関の混乱や途絶の可能性があることを想定し、自転車や徒歩を含む参集場所への複数の交通手段を確保するものとする。
- (4) 災害時、自らの被災状況や、夜間・休日であるなどの理由により、早急にかけつけられない可能性もあるため、自主防災組織等と避難所の鍵の管理や災害時、自らの被災状況や、事前に取り決めておくものとする。

6 避難場所・避難所の指定

地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、町民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。

また、指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から町民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定

災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設または構造上安全な施設であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有する避難場所を指定し、これを町民等に周知することにより、円滑かつ安全な避難を促進するものとする。指定緊急避難場所の指定にあたっては、地域の状況等を勘案し、一定の基準を満たす場所を指定し、掲示板を表示するものとする。災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、近隣市町村に設けるものとする。**富加町の指定緊急避難場所は、資料編のとおりとなる。**

(2) 指定避難所の指定

指定避難所については、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定

するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。

なお、指定避難所の指定を終わっていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育部、保育部や関係機関や地域住民の関係者と調整を図るものとする。

指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を考慮した災害に強いトイレ等の整備や活用のほか、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と福祉保健担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。

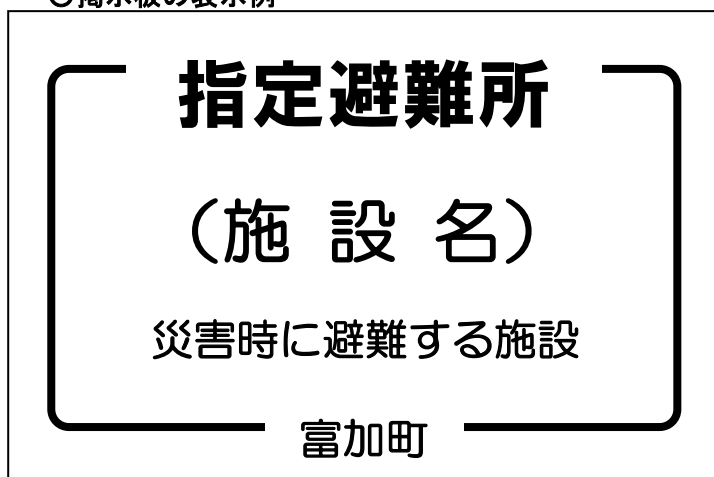
福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

富加町の指定避難所は、資料編のとおりとなる。

○掲示板の表示例



バック：緑色
文字：白色

(3) 避難所運営マニュアルの策定

指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、町民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ町民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。各指定避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家との定期的な情報交換に努めるものとする。

(4) 避難所開設状況の伝達

避難所が開設されていることを町民に伝達する手法について、あらかじめ定めておくものとする。

7 避難路及び避難先の指定

避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から町民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

8 福祉避難所の指定

一般の指定避難所では生活することが困難な寝たきりの高齢者や障がいのある方等の要配慮者のために、特別な配慮がされた避難所として、必要に応じて福祉避難所の確保に資するために公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるものとする。富加町の福祉避難所は、資料編のとおりとなる。

9 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定

高齢者等避難、避難指示等の避難情報について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、町民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達するものとする。避難判断基準は、第3章第16節「避難対策」による。

また、気象警報、避難情報を町民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における避難情報の発令についてその判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備するよう努めるものとする。洪水等に対する町民の警戒避難体制として、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、洪水警報の危険度分布等に

より具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

躊躇なく、避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

10 避難情報の助言にかかる連絡体制

避難情報の発令及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

11 浸水想定区域における避難確保のための措置

洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

洪水浸水想定区域に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として町民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

本計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

水防管理者は洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

なお、町内の浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設は、本章第16節「要配慮者・避難行動要支援者対策」を参照。

12 土砂災害に対する町民の警戒避難体制

土砂災害に対する町民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による町民の意識啓発に努めるものとする。

13 避難に関する広報

町民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所、災害危険地域等を明示した各種災害におけるハザードマップや広報紙・PR紙を活用して広報活動を実施するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難場所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する情報の周知に努めるものとする。

また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると町民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、町民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた町民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておくものとする。

14 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、町は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

15 避難所等におけるホームレスの受け入れ

指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

16 避難情報の把握

感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、町民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。

17 広域避難

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、町民への周知に努めるものとする。

災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、町民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その町民等の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるものとする。

指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの町民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第 15 節 必需物資の確保対策

1 方針

公共備蓄の確保等が図られている場合でも、災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要に対応できないことが予想されるため、地域での備蓄や広域的な応援が必要である。また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要である。そのため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、事業所等との応援協定や関係機関との協力体制を整備し、円滑な食料、物資等の確保を図る。

2 実施責任者

町	企画部
県	危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、都市建築部

3 備蓄の基本的事項

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

(1) 個人備蓄

大規模災害の発生初期の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生直後の生活に必要な水、食料、物品等は原則として個人が備蓄するものとする。また、自主防災組織においては共同備蓄を進めることとする。

(2) 町備蓄

大規模災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である町村があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

(3) 食料・飲料水（数量は、富加町災害初動対応マニュアルに掲載）

応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄を検討するものとする。その際、食物アレルギーの避難者に配慮し、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄する。

なお、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討するとともに、避難所を運営する職員の食料等の確保を検討しておくものとする。

(4) その他、備蓄品等（品目・数量は、富加町災害初動対応マニュアルに掲載）

被災者の生命、身体の保護を優先とし、次に示した備蓄品の備蓄を検討しておくものとする。

ア 仮設トイレを備蓄するとともに、バリアフリーに対応したトイレも備蓄

イ 高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品を備蓄

ウ 避難所の感染症予防のため、マスクや手指消毒液等を備蓄

エ 非常用発電機及び衛星携帯電話の整備

オ マッチ・使い捨てライター・プロパンガス・固形燃料等の燃料を備蓄

カ その他生活必需品等の品目については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、被災者の生命、身体の保護を念頭に置き、次のとおりの生活必需品を備蓄しておくものとする。

(ア) タオルケット、毛布、布団等の寝具

(イ) 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着

(ウ) タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品

(エ) 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品

(オ) 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具

(カ) 茶碗、皿、箸等の食器

(5) 生活用水の確保

飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、機材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要になる。命の継続に不可欠な飲料水は支援物資として確保されるが、その他の用途の水についても、感染症の防止等、衛生面の観点から、衛生的な水を早期に確保できるようタンク、貯水槽、井戸等の整備に努めるものとする。

(6) 要配慮者への支援体制

要配慮者への支援が図られるよう、平常時から自主防災組織、自治会等と連携体制を構築しておくものとする。

ア 避難所内でのスペースの確保

イ 必要な育児・介護・医療用品の調達

ウ 在宅避難者の安否確認、物資提供、医療・福祉等の支援との連携

4 受け入れ体制等の整備

義援物資が大量に搬入されてくることも考えられるので、調達物資との調整や、ボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬体制等について検討するものとする。なお、岐阜県災害時広域受援計画に掲載されている広域物資輸送拠点等は、本章第7節「緊急輸送網の整備」を参照。

5 緊急輸送拠点の整備

緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

6 物資支援の事前準備

大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設で

きるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

7 支援物資の輸送体制の整備

国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。

第 16 節 要配慮者・避難行動要支援者対策

1 方針

災害時においては、要配慮者が被害を受けるケースが多くなる。また、高齢者が益々増加することが予想されるため、町、社会福祉施設等の関係機関は、本計画及び避難行動要支援者支援プラン（全体計画）を定め、支援体制を確立する。

2 実施責任者

町	総務部、福祉保健部
県	危機管理部、健康福祉部

3 地域ぐるみの支援体制づくり

(1) 本計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿

本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局などの関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

本計画に定めるところにより、可茂消防事務組合、加茂警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(3) 個別避難計画

本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。

個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

本計画に定めるところにより、可茂消防事務組合、加茂警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、本計画に係る避難行動

要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者の移送

安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

4 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、町民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導するものとする。また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的を確認するよう努めるものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

5 施設、設備等の整備

(1) 町施設、設備等の整備

要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図るものとする。

要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、災害時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努めるものとする。

(2) 施設等管理者

施設管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行うものとする。また、地域防災計画に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努め、長期停電に備え、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。

6 避難行動要支援者の避難行動支援

平成25年の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けた。これにより、既に整備されている、富加町災害時要援護者登録実施要綱第4条の規定に基づく「災害時要援護者リスト」に登録されている者だけでなく関係各部署の要配慮者に関する情報を収集し、新たに避難行動要支援者名簿を作成するものとする。なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会（自主防災組織）等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、本計画に定める避難行動支援体制の他、下位計画の避難行動要支援者支援プラン（全体計画）及び避難行動要支援者に関する個別計画を作成し、その計画での情報に基づいて避難支援を行うものとする。

(1) 避難行動要支援者

居宅で生活する者のうち、災害発生時に避難情報の入手、判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者。

(ア) 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属している者

(イ) 介護保険の要介護認定者（要介護3～5）

(ウ) 身体障害者手帳所持者（1～2級）

(エ) 療育手帳所持者（A・B判定）

(オ) 精神障害者保健福祉手帳所持者（1・2級）

(カ) 富加町災害時要援護者登録実施要綱第4条の規定に基づく「災害時要援護者リスト」に登録されていた者

(キ) その他、特に支援が必要と認められる者（日中独居の高齢者や日本語に不慣れな外国人、妊婦など）

(2) 避難支援者となる者

災害時に避難行動要支援者の避難誘導等を行う者で、民生委員・児童委員、福祉委員、自治会（自主防災組織）、近隣者となる。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

福祉保健部は、関係する部署の行政情報を活用し、要援護対象者として災害発生時に自ら避難することが困難と想定される避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿に記載する事項

- ア 氏名、生年月日、性別
- イ 住所
- ウ 電話番号及び緊急連絡先
- エ 避難支援等を必要とする理由
- オ その他、町長が必要と認める事項

(5) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者名簿については、毎年度1回(4月)情報の内容を更新するものとする。

(6) 避難行動要支援者名簿情報の共有

福祉保健部は、作成した名簿を次の関係機関に平常時から提供するものとする。ただし、提供する名簿は情報提供することに同意した者にかかる分に限るものとする。なお、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、特に必要があると町長が認めるときは、本人の同意を得ることなく、避難行動要支援者名簿を次の関係機関に提供できるものとする。

- ア 社会福祉協議会
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 自治会(自主防災組織)
- エ 可茂消防事務組合、加茂警察署
- オ 消防部

(7) 避難行動要支援者名簿の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

民生委員・児童委員は、民生委員法第15条で守秘義務が課せられているが、自治会(自主防災組織)も含め、厳重な管理や目的以外には使用しない旨の誓約書の提出を行うなどの措置を講ずるものとする。

(8) 情報の把握

関係機関の協力を得て、避難行動要支援者名簿の利用により、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努めるものとする。なお、避難行動要支援者を発見した場合は、次の情報を取得するものとする。

- ア 避難所への移動の可否
- イ 施設緊急入所等の緊急措置の有無
- ウ 居宅での生活が可能なお場合には、居宅福祉サービスの必要性

(9) 避難行動要支援者への情報伝達手段

災害発生時には、電話などの通信手段の寸断等により、正確な情報が伝わらないことも予想されるため、次のとおり、情報伝達手段を確保するものとする。

- ア 防災行政無線
- イ とみかメール、エリアメール
- ウ 富加町公式 Facebook、ホームページ
- エ テレビ、ラジオ
- オ 一般電話、携帯電話、FAX
- カ 広報車
- キ 戸別訪問

(10) 避難支援者の安全確保

避難支援者本人又はその家族等の生命又は身体の安全を守ることが大前提であるため、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

(11) 外国人等に対する防災対策

町は、言語、生活習慣防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速活的確な行動がとれるよう次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難路の標識灯を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進

イ 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備

ウ 多言語による防災知識の普及活動を推進

エ 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及

オ 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布

カ インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

7 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

水防法第15条に規定される浸水想定区域内及び土砂災害防止法第8条に規定される土砂災害警戒区域内にある、要配慮者利用施設は次のとおり。また、平成25年度の水防法の改正により、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の策定と訓練の実施するものとする。

○浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

施設名	所在地	電話番号
該当なし		

○土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

施設名	所在地	電話番号
該当なし		

第17節 応急住宅対策

1 方針

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

2 実施責任者

町	建設部
県	都市建築部

3 供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能な用地を把握するなど、予め体制を整備しておくものとする。

富加町の応急仮設住宅建設可能用地一覧は、次のとおり。

○応急仮設住宅建設可能用地一覧

用地の名称等	敷地面積	有効面積	建設可能戸数
ゆうあい環境公園	2, 046 m ²	1, 600 m ²	16戸
児童センター	4, 267 m ²	1, 840 m ²	18戸
半布ヶ丘公園グラウンド	19, 058 m ²	16, 822 m ²	144戸

4 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、体制を整備するものとする。

第 18 節 医療救護体制の整備

1 方針

災害発生時には、多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の機能停止、混乱も予想されるため、医療救護活動が迅速に実施できるよう、医療体制の整備を図る。

2 実施責任者

町	福祉保健部
県	健康福祉部

3 医療救護活動のための計画の作成

地域の医療機関等の協力の下に、医療救護活動のための計画を作成するとともに、軽微な負傷者等に対する応急救護等の活動支援等について、自主救護体制を確立するものとする。

4 医療救護体制の確立

加茂医師会や加茂歯科医師会との災害時応援協定に基づき、医療関係者での医療班を編成し、災害時の迅速な医療・助産救護を実施するものとする。

5 医療品等の確保体制の確立

負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、または困難な場合を想定し、救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握等の確保体制の確立に努めるものとする。富加町で備蓄している救急品等は、富加町災害初動対応マニュアルに掲載している。

6 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備

県が指定する災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を行う岐阜DMAT指定病院と連携して、医療活動が実施できるよう体制を整えるものとする。

○近隣の災害派遣医療チーム派遣可能病院

No.	病院名	住所	電話番号
1	中濃厚生病院	関市若草通 5-1	0 5 7 5 - 2 2 - 2 2 1 1
2	木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古井 590	0 5 7 4 - 2 5 - 2 1 8 1

7 医療救護所の整備

傷病者を処置、収容等を行う施設として、医療救護所を予め指定しておくとともに、周知を図るものとする。

○富加町の医療救護所

優先順位	施設名	備考
1	富加町保健センター	
2	タウンホールとみか	多数の傷病者が搬送された場合に 1 階ロビーを使用

8 広域搬送拠点の整備

広域医療搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておく等、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

○富加町の広域搬送拠点（岐阜県災害時広域受援計画に掲載）

施設の名 称	床面積	連絡先
富加町B&G海洋センター体育館	726㎡	0574-54-2886

9 広域災害・救急医療情報システムの整備

地方公共団体及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

第 19 節 防疫対策

1 方針

災害時においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生と蔓延の危険性が増大することから、避難生活を過ごされる方々の健康生活に関するガイドライン（厚生労働省）、岐阜県災害時保健活動マニュアル等により、迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

2 実施責任者

町	福祉保健部
県	健康福祉部

3 実施内容

(1) 防疫体制の確立

災害時における防疫体制の確立を図る。

(2) 防疫用薬剤等の備蓄

防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

(3) 感染症患者に対する医療提供体制の確立

感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の把握に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

第 20 節 砂防対策

1 方針

荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い箇所の対策をはじめ、要配慮者利用施設が立地する箇所及び避難所や避難路が立地する箇所での対策を重点的に実施する。

2 実施責任者

町	総務部、福祉保健部、建設部
県	商工労働部、県土整備部、都市建築部

3 砂防対策

(1) 砂防事業の推進

町内には、土石流発生危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域が多数指定されている。町は、砂防堰堤えんていを設置する砂防事業の実施を県に要請し、予防措置を講ずるとともに、土石流危険溪流の周知や警戒避難体制の確立などのソフト面の対策を含めた総合的な土石流対策の推進を図る。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業の推進

急傾斜地崩壊対策事業として、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定をうけ、県助成による改良を実施する。

4 土砂流出防止対策

土、岩石等の採取及び宅地造成等の事業場において、異常気象等により土砂の流出、崩壊等災害の発生の恐れがある時は、必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止するものとする。

5 土砂災害防止対策

土砂災害により町民に危害が生じる恐れのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知、警戒避難体制の整備等の対策を推進するものとする。土砂災害警戒区域等指定後の具体的な土砂災害予防対策は、次によるものとする。

ア 危険区域等の周知

土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を町民等に周知させるため、土砂災害警戒区域等の関係図書を一般に縦覧するとともに、危険区域の周知看板の設置や、土砂災害ハザードマップの配布及び町ホームページへの掲載により、土砂災害の恐れのある危険区域の周知を図るものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。富加町の土砂災害（特別）警戒区域指定概要図は、資料編とおり。

イ 警戒避難体制の整備

土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達については、第3章第8節「警報・注意報・情報等の受理伝達」を準用する。

避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び救助、その他警戒避難体制に関する事項については、本章第14節「避難対策」及び、第3章第16節「避難対策」、第23節「救助活動」を準用する。

また、町及び自主防災組織が実施する土砂災害に係る避難訓練においては、それぞれの地域において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、災害時に町民がとるべき避難行動や避難施設、避難経路を周知する内容にて年に1回以上実施するものとする。

ウ 土地造成土止め施設等の整備

傾斜地等における土地造成は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるため、県及び関係機関と連絡のもとに、土地造成業者に対し、土止め施設の整備を図る等の安全対策を指導するものとする。また、既存の土地造成地にあつては崩壊の危険のある土止め施設等については、危険を周知し、防災対策を確立するよう指導するものとする。

6 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努めるとともに、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るものとする。

なお、町内の土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設は、本章第16節「要配慮者・避難行動要支援者対策」を参照。

第 21 節 建築物災害予防対策

1 方針

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは被害の拡大を防止するため、平常時から建築物の予防対策に取り組む。

2 実施責任者

町	総務部、建設部
県	県土整備部、都市建築部

3 建築物防災知識の普及

(1) 実施の方法

建築物防災知識の教養普及を関係機関の協力を得て、あらゆる機会をとらえ、写真、ポスターの掲示、ラジオ、テレビ、新聞等の報道、県機関誌、インターネットの活用、講演会、説明会等によって行うものとする。

(2) 教養普及事項

- ア 既存建物の保全対策
- イ 建築基準法等の普及
- ウ 政府施策住宅制度の導入
- エ 中高層融資制度の活用

4 特殊建築物の災害予防

学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、本章第 9 節「火災予防対策」に定めるほか、次によるものとする。

(1) 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入口、非常口、避難設備等の施設の整備保全に努めるものとする。

(2) 防火管理者の選任

消防法の規定に基づき防火管理者・防災管理者を置かなければならない施設にあっては、適法な防火管理者・防災管理者を選任し、その任務を明確にしておくものとする。

(3) 自衛消防組織の選任

消防法の規定に基づき自衛消防組織を設置しなければならない施設にあっては、適法な自衛消防組織を設置し、その任務を明確にしておくものとする。

(4) 計画の策定

特殊建築物の管理者は、気象警報等の情報の把握あるいは初期消火等災害の防除活動特殊建築物の管理者は、気象警報等の情報の把握あるいは初期消火等災害の防除活動と収容者避難誘導等の組織及び方法等防火に関する計画を策定し、災害時の万全を期する。

5 公共的建築物の防災体制等

公共的建築物は、防災上、避難、救護等における重要な施設であるが、社会的諸情勢の変化に伴い、一部施設において、すでに無人化が進められている。設置者及び管理者は、これらの施設の重要性に鑑み、防災対策の万全を期するとともに、防災設備の整備に努めるものと

する。

6 空き家等の状況の確認

災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

第22節 ライフライン施設対策

1 方針

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2 実施責任者

町	総務部、産業環境部、建設部
県	秘書広報部門、危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部

3 上水道施設

災害時における給水を確保するため他の公共機関事業者とよく連携して、施設における各機器の整備点検を徹底し、特にポンプ施設の注油、電気配線系路の整備点検に留意する。水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次のとおりの整備等を行うものとする。

- (1) 災害時の水道水の安定確保
- (2) 管路施設の整備
- (3) 電力設備の確保、資機材の備蓄等
- (4) 緊急時給水拠点の設定
- (5) 広域的相互応援体制の整備

4 下水道施設

災害発生時における被害防止のため下水施設機能を十分発揮させ、特に停電によるポンプ及び機械等の停止を避けるため自家発電装置等の予備動力を設置する他、汚水管路、ポンプ場及び処理場等の巡視を強化し、必要な補強を行うものとする。

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

また、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

なお、被害が発生した場合の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

- (1) 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
- (2) 下水道施設設備の安全性の確保
- (3) 下水道施設が損傷した場合に、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用と、機能を代替できるよう、管きょ、ポンプ場、処理場のネットワーク化についての検討
- (4) 下水道台帳の整備
- (5) 中部ブロック災害応援体制の整備

5 ライフライン事業者

電気・ガス・鉄道・電話・放送施設等のライフラインは、被害を未然に防止する（道路沿いの電線周囲の危険な立木を伐採する等。）とともに、被害が発生した場合の混乱を防止するために事業者と連携して、適切に対応するものとする。

○富加町のライフライン事業者の復旧活動拠点

施設の名 称	敷地面積	連絡先
道の駅「半布里の郷とみか」	4, 350㎡	0574-54-1171

6 ライフラインの代替機能の確保

ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能の確保に努めるものとする。

- (1) 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置
- (2) 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- (3) 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- (4) 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）

第23節 文教対策

第1項 文教対策

1 方針

学校、その他の文教等（以下「学校等」という。）の土地、建築物、その他の工作物及び設備（以下「文教施設」という。）を地震災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒、学生（以下「児童、生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全の確保を図るため、文教施設の保安全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。また、文化財の保護のため、町民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

2 実施責任者

町	教育部、保育部
県	環境生活部、教育委員会

3 文教施設の不燃化構造の促進

文教施設を災害から防護し、教育の確保と児童、生徒の安全を図るため、建設にあたっては、適切な構造物による建築に努めるものとする。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずるものとする。

4 文教施設の予防対策

(1) 組織の整備

文教施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速に実施できるよう、職員の分担や作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておくものとする。

(2) 補修、補強等

平常時から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備な施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強等を実施するものとする。

(3) 資材等の整備

災害時の文教施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておくものとする。

5 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱いあるいは保管する学校等は、厳重に保管・管理するとともに、適切な取り扱いに努めなければならないが、特に災害発生時における予防措置を講じておくものとする。

6 防災教養

本章第2節「防災思想・防災知識の普及」に準用する。

7 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下、同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導を行い、平素から児童生徒等及び家庭等への周知、徹底を図るものとする。な

お、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを定め、訓練等を実施するものとする。

8 避難その他の訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、警報の伝達、児童、生徒の避難誘導等防災上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施するものとする。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- (2) 児童生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で検討する。この場合、学校の施設、設備の状況や作業活動の組織等についても検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期する。
- (3) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、職員の協力と、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を得られるように努めるものとする。
- (4) 火災、風水害等それぞれの場合における計画を策定し、訓練を実施する。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討するものとする。
- (5) 訓練の実施にあたっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努めるものとする。
- (6) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくものとする。
- (7) 計画の策定及び訓練の実施にあたっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受けるものとする。
- (8) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正・整備を図るものとする。

9 気象情報等の把握、伝達

災害対策実施のための気象情報等に留意し、災害に関する注意報、警報及び東海地震の情報等の把握に努めるものとする。なお、気象警報等の伝達は、第3章第8節「警報・注意報・情報等の受理伝達」を準用する。

10 休校の決定

災害の発生が予想される場合の学校の休校等については、教育部が決定するものとする。

第2項 文化財保護対策

1 防災思想の普及

文化財に対する町民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図るものとする。

2 文化財施設の予防対策

(1) 指定文化財等の所有者、管理者

指定文化財等の所有者又は管理者は、施設を災害から保護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努めるものとする。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の

巡視等を行い、災害予防に努めるものとする。

(2) 町本部

- ア 国指定、県指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努めるものとする。
- イ 所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導助言をするものとする。
- ウ 自動火災報知設備、消火栓、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- エ 文化財の保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

3 防災教養

毎年、防火管理や防火知識の普及を図るため、職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底に努めるものとする。

4 防火訓練

毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、文化財防火訓練の実施に努めるものとする。

5 応急協力体制

災害が発生した場合に備え、県、消防関係機関等との連絡・協力体制を確立するものとする。

第 24 節 行政機関の業務継続体制の整備

1 方針

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失等、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画（以下「BCP」という。）の策定に取り組む等、予防対策を進める必要がある。

2 実施責任者

町	総務部、企画部
県	危機管理部、総務部

3 BCPの策定

災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、BCPの策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うとともに町機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員を速やかに派遣できる体制の確立を図るものとする。

特に、県及び町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、BCPの策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

4 行政機関における個人情報等の分散保存

業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存の促進を図るものとする。

自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

第 25 節 企業防災の促進

1 方針

企業の事業継続及び早期再建は、町民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要があるため、事業継続計画（以下「BCP」という。）の策定・運用に取り組む等、予防対策を進める必要がある。

町、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

2 実施責任者

町	総務部、産業環境部
県	危機管理部、商工労働部

3 企業の取り組み

企業は、大規模災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BusinessContinuityManagement（以下、「BCM」という。））の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。また事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

(3) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、町民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動

など企業の特徴を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

4 企業防災の促進のための取り組み

町、商工団体等は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

5 BCPの策定促進

(1) 普及啓発活動

企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していく。

(2) 情報の提供

企業がBCPを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び町はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

6 相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。

第 26 節 防災対策に関する調査研究

1 方針

災害による被害を最小限にとどめる対策を実施するため、基礎的調査及び研究を推進する。

2 実施責任者

町	総務部
県	危機管理部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部、都市建築部

3 災害危険地予察

関係機関の協力を得て、毎年管内の山崩れ、がけ崩れ、河川氾濫等災害が予想される箇所の予察を行うものとする。

4 火災対策基礎調査

火災は、人為的災害の代名詞として災害の中核に位置しており、年々増加の傾向をたどっているばかりでなく、化学の進歩に伴って特殊火災の発生等消防活動のいかんによっては、大災害をひき起す素因を多くもっているため、消防対策を図るための調査研究を推進するものとする。

5 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントの実施に努めるものとする。また、コミュニティレベル（自主防災組織単位、学校区単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を推進するものとする。

第27節 道路災害対策

1 方針

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施責任者

町	総務部、福祉保健部、建設部、消防部
県	危機管理部、健康福祉部、県土整備部

3 道路交通の安全のための情報の充実

道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集及び連絡体制の整備を図るとともに、災害が発生する恐れがある場合には、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

4 道路施設等の整備等

点検による道路施設等の現況の把握に努め、必要な施設の整備を図る。また、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

5 道路ネットワーク整備

道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に図るものとする。

6 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

それぞれの機関及び機関相互間において、災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

イ 通信手段の確保

非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

救助工作車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 医療活動関係

負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、町本部と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るものとする。

ウ 消火活動関係

町本部等は、平常時より関係機関相互間の連携強化を図るものとする。

7 緊急輸送活動関係

信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。また、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

8 危険物等の流出時における防災活動関係

危険物等の流出時に防災活動を行うことができるよう資機材の整備促進に努めるものとする。

9 関係者等への的確な情報伝達活動関係

災害情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ検討しておくものとする。

10 防災関係機関の防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

関係機関と相互に連携した防災訓練を実施し、災害時の対応等について周知徹底を図るものとするものとする。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練を行うにあたっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

11 施設、設備の応急復旧活動関係

被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。また、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等についてあらかじめ把握しておくものとする。

12 災害復旧への備え

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

13 防災知識の普及

災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第 28 節 危険物等保安対策

1 方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害を防止し、あるいは災害発生時における危険物等の保安を確保するため、必要な措置を行う。

2 実施責任者

町	総務部、福祉保健部、産業環境部、建設部、消防部
県	危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部

3 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 危険時の通報

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、その施設において危険物等の流出、火災、その他の事故が発生したときは、災害を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちにその旨町本部、消防署及び警察署に通報するものとする。

(2) 緊急措置

災害の発生防止のため、緊急の必要があるときは、危険物等の使用を停止し、又は危険物等の取扱いを制限し、若しくは変更を命ずるものとする。

(3) 規制、立入検査等

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。また、県及び市町村は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、予防規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

(4) 教養、指導

町及び危険物等の貯蔵・取扱事業者団体は、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図るものとする。

(5) 安全性の向上

町及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、必要な再発防止対策を講じることにより、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

(6) 風水害への備え

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

4 危険物等の輸送対策(移送、移動も含む。)

危険物等の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。また、車両火災の予防などについて指導するものとする。

5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

本章第27節「道路災害対策」に準用する。

(2) 災害応急体制の整備関係

本章第27節「道路災害対策」に準用する。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

本章第27節「道路災害対策」に準用する。

イ 医療活動関係

本章第27節「道路災害対策」に準用する。

ウ 消火活動関係

平常時から消防本部、消防団等との連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

6 緊急輸送活動関係

本章第27節「道路災害対策」に準用する。

7 危険物等の流出時における防除活動関係

危険物等が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

8 避難誘導體制

避難場所、避難所、避難路等を指定し、日頃から町民への周知徹底を行うとともに、要配慮者を適切に避難誘導するため、町民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努めるものとする。

9 関係者等への的確な情報伝達活動関係

本章第27節「道路災害対策」に準用する。

10 防災関係機関等の防災訓練の実施

本章第27節「道路災害対策」に準用する。

11 防災知識の普及

本章第27節「道路災害対策」に準用する。

第 29 節 大規模な火事災害対策

1 方針

多数の死傷者等の発生を伴う大規模な火事災害（林野火災を含む。）に対応するため、災害に強いまちづくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施責任者

町	総務部、福祉保健部、建設部、消防部
県	危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警察

3 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行う等、適正な維持管理を行うものとする。

(2) 建築物の防火管理体制

多数の人が出入りする事務所等の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行う等、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

ア 火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。

イ 高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図るものとする。

(4) 防火林道、防火森林の整備

必要な地域に防火林道、防火森林の整備等を実施するものとする。

(5) 火の使用の制限

火災警報発令時の火の使用の制限の徹底を図るとともに、多発危険期等における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。なお、火災警報が発令された場合、可茂消防事務組合の火災予防条例第 29 条に定めるところにより、火の使用の制限を行うものとする。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

本章第 27 節「道路災害対策」に準用する。

(2) 災害応急体制の整備関係

本章第 27 節「道路災害対策」に準用する。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

本章第 27 節「道路災害対策」に準用する。

イ 医療活動関係

本章第 27 節「道路災害対策」に準用する。

ウ 消火活動関係

大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽又は耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部と消防団の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

5 緊急輸送活動関係

本章第 27 節「道路災害対策」に準用する。

6 避難受入れ活動関係

避難路をあらかじめ指定し、日頃から町民への周知徹底に努めるものとする。

災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布により、その内容の町民に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

指定緊急避難場所については、木造住宅密集地帯外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じて大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

7 施設、設備の応急復旧活動関係

それぞれの所管する公共施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

8 関係者等への的確な情報伝達活動関係

本章第 27 節「道路災害対策」に準用する。

9 防災関係機関等の防災訓練の実施

本章第 27 節「道路災害対策」に準用する。

10 防災知識の普及

(1) 防災知識の普及

全国火災予防運動、林野火災予防運動等で、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

(2) 防災関連設備等の普及

消火器、避難用補助器具等の普及に努めるものとする。

第 30 節 原子力災害対策

第 1 項 原子力災害対策

1 方針

本項は、本計画の目的及び性格、並びに想定する災害等について定める。

2 計画の目的

本項は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下、「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉運転、使用済み核燃料貯蔵、核燃料物質等の事業所外運搬）により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町及び防災関係機関、並びに町民がとるべき措置を総合的かつ計画的に定め、町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

平成 23 年 3 月に発生した福島第一原発の事故を受け、県が行った放射性物質の拡散シミュレーションの結果（平成 24 年 9 月発表・同年 11 月追補版公表。以下「シミュレーション結果」という。）では、町は外部被ばく実効線量が年間 20mSv 以上となる可能性は示されていない。

しかし、発生した事故の規模、気象条件等によっては、町へも放射性物質による影響が及ぶ可能性があることから、不測の事態に備えるため、本計画を策定する。

3 実施責任者

町	総務部、企画部、福祉保健部、産業環境部、建設部、教育部、保育部
---	---------------------------------

4 計画の性格

(1) 本計画は、町における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策計画）に抵触することがないように、緊密に連携を図った上でまとめたものである。町及び関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じ、不測の事態が発生した場合においても、迅速に対処できるよう体制を整備する。

(2) 本計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成 24 年 10 月 31 日策定。令和 3 年 7 月 21 日最終改定。以下「指針」という。）を遵守するとともに、岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）との整合を図るものとする。

5 計画の周知徹底

この計画は、県、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、町民への周知を図る。また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成するものとする。

6 計画の基礎とするべき災害の想定

富加町は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約 9.2 km に位置しているが、町周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が町にも及ぶ可能性がある

ことを前提として、町として必要な対策を進める。

(1) 対象とする原子力事業所

原災法施行令第2条の2の規定により、岐阜県が関係周辺都道府県となる下表の原子力事業所を対象とする。本項以降において「原子力事業所」又は「原子力事業者」とあるのは、それぞれ下表に記載する「発電所」又は「事業者」を指すものとする。

事業者名	日本原子力発電株式会社	
発電所名	敦賀発電所	
所在地	福井県敦賀市明神町	
距離	富加町役場庁舎（富加町滝田 1511 番地）から約 9.2 km	
号機	1号機	2号機
電気出力	35.7 万 Kw	116.0 万 kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	107.0 万 kW	342.3 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.3.14（運転終了 H27.4.27）	S62.2.17

事業者名	関西電力株式会社		
発電所名	美浜発電所		
所在地	福井県三方郡美浜町丹生		
距離	富加町役場庁舎（富加町滝田 1511 番地）から約 9.5 km		
号機	1号機	2号機	3号機
電気出力	34.0 万 kW	50.0 万 kW	82.6 万 kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	103.1 万 kW	145.6 万 kW	244.0 万 Kw
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.11.28 (運転終了 H27.4.27)	S47.7.25 (運転終了 H27.4.27)	S51.12.1

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ
所在地	福井県敦賀市白木
距離	富加町役場庁舎（富加町滝田 1511 番地）から約 9.5 km
電気出力	28.0 万 kW
原子炉型式	高速増殖炉
熱出力	71.4 万 kW
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン
運転開始	廃止決定 H28.12.21

(2) 近県に所在する原子力事業所

前記(1)以外に、近県(福井県、石川県及び静岡県)には、下表に記載する5原子力事業所(以下「近県事業所」という。)が所在している。

県は、これら近県事業所を運営する原子力事業者との間で取り交わした交換文書「原子力事業所の安全の確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」(以下「近県事業者との交換文書」という。)に基づく通報・連絡並びに情報交換体制を確立している。

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター(通称「ふげん」)
所在地	福井県敦賀市明神町
距離	富加町役場庁舎(富加町滝田1511番地)から約9.2km
電気出力	16.5万kW
原子炉型式	新型転換炉
熱出力	55.7万kW
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料
運転開始	S54.3.20(運転終了H15.3.29)

事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	大飯発電所			
所在地	福井県大飯郡おおい町大島			
距離	富加町役場庁舎(富加町滝田1511番地)から約120km			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S54.3.27	S54.12.5	H3.12.18	H5.2.2

事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	高浜原子力発電所			
所在地	福井県大飯郡高浜町田ノ浦			
距離	富加町役場庁舎(富加町滝田1511番地)から約133km			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	82.6万kW	82.6万kW	87.0万kW	87.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	244.0万kW	244.0万kW	266.0万kW	266.0万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5

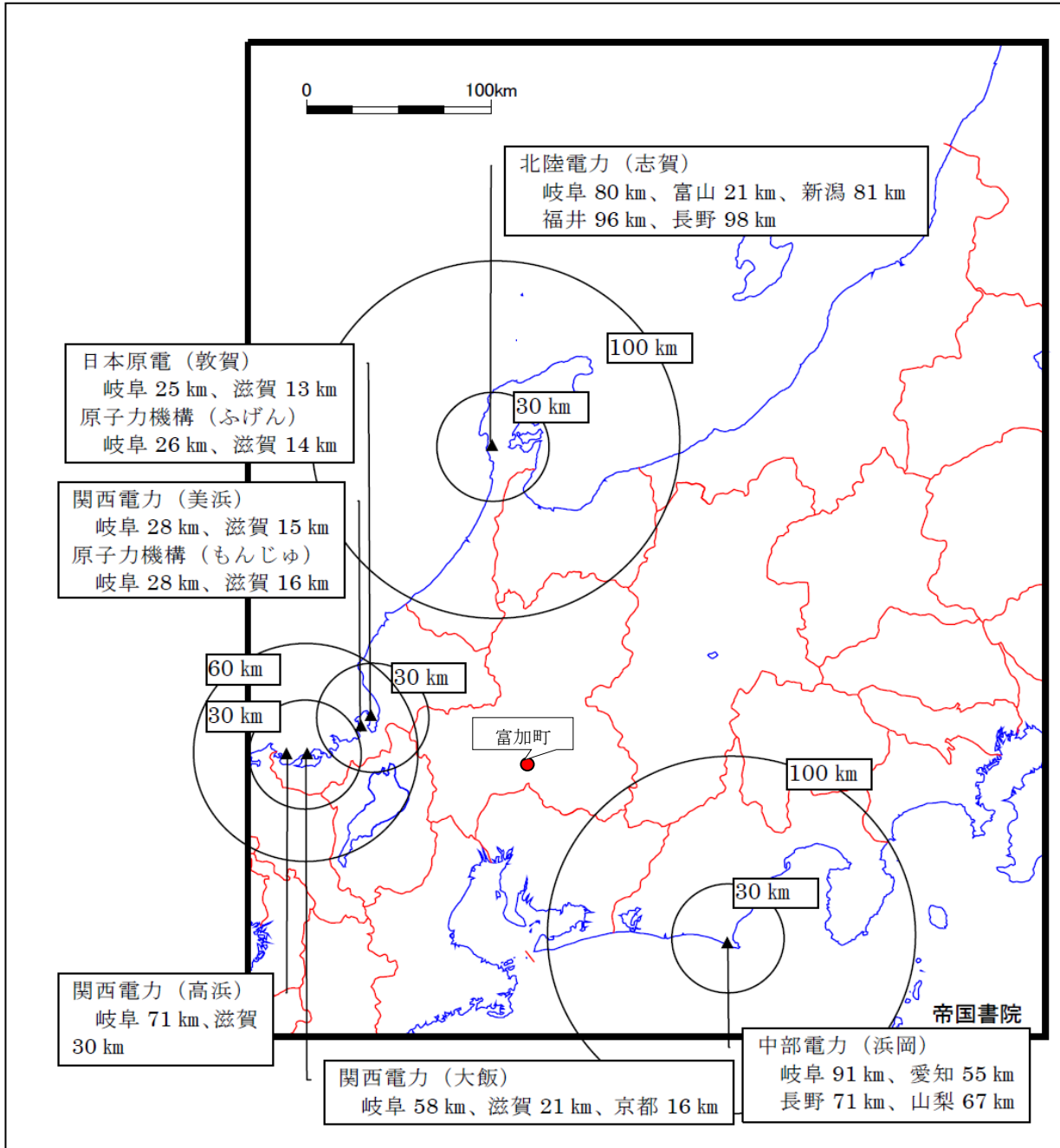
事業者名	北陸電力株式会社
発電所名	志賀原子力発電所
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住

距離	富加町役場庁舎（富加町滝田 1511 番地）から約 1 7 6 km	
号機	1 号機	2 号機
電気出力	54 万 kW	120.6 万 kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3 万 kW	392.6 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	H5. 7. 30	H18. 3. 15

事業者名	中部電力株式会社				
発電所名	浜岡原子力発電所				
所在地	静岡県御前崎市佐倉				
距離	富加町役場庁舎（富加町滝田 1511 番地）から約 1 4 2 km				
号機	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機	5 号機
電気出力	54 万 kW	84 万 kW	110 万 kW	113.7 万 kW	138 万 kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3 万 kW	243.6 万 kW	329.3 万 kW	329.3 万 kW	392.6 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S51. 3. 17 (運転終了 H21. 1. 30)	S53. 11. 29 (運転終了 H21. 1. 30)	S62. 8. 28	H5. 9. 3	H17. 1. 18

町は、県からこれらの事業者から警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る通報があった旨の連絡を受けた場合は、第 3 章 41 「原子力災害応急対策」の記載に準じ、必要な対策を講じる。

○ 岐阜県周辺の原子力事業所位置図



(2) 計画の基礎とするべき災害の想定

シミュレーション結果では、最寄りの原子力事業所で事故等が発生した場合には、富加町が影響を受ける可能性は示されていないが、不測の事態を想定し、町は、岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）で定める原子力災害対策強化地域に準じた必要な措置を講じる。

また、町内で核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合には、旧原子力安全委員会防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として、「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15m程度」とされていることから、これを基本として必要な対策を進める。

第2項 原子力災害事前対策

本項は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する主な予防体制の整備及び原子力災害の

事前対策を中心に定める。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、町民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、町民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

1 情報の収集・連絡体制等の整備

県、その他防災関係機関との原子力防災体制に関する情報収集及び連絡を円滑に行うため、次のとおり体制を整備する。

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 町及び関係機関相互の連絡体制

原子力災害に対し万全を期すため、県及びその他防災関係機関との情報収集・連絡体制を確保する。

イ 機動的な情報収集体制

機動的な情報収集活動を行えるよう、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

(2) 情報の分析整理と活用体制の整備

ア 人材の育成・確保

収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努める。

イ 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

ウ 防災対策上必要とされる資料の整備

応急対策が必要となった時に的確に対応するため、必要に応じて人口、世帯数、地域の地図等の社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の知識向上に資する啓発資料等を整備し、定期的に更新するよう努める。

2 通信手段の確保

関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備を図る。また、県や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるように、その操作方法の習熟に努める。通信手段の確保並びに整備については、本章第8節「防災通信設備等の整備」による。

3 組織体制等の整備

原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、町本部における活動体制を整備する。

(1) 警戒体制

次の場合に警戒体制をとる。

ア 県から、対象とする原子力事業所における警戒事象発生連絡があったとき

イ 町内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生連絡があったとき

ウ 本部長（町長）が必要と認めたとき

(2) 警戒第2体制（富加町災害警戒本部を設置）

次の場合に警戒第2体制をとる

- ア 県から、対象とする原子力事業所における特定事象発生の連絡があったとき
- イ 町内において核燃料物質等の事業所外運搬中の特定事象発生の連絡があったとき
- ウ 本部長（町長）が必要と認めたとき

(3) 非常体制（富加町災害対策本部を設置）

次の場合に非常体制をとる。

- ア 富加町が、原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき
- イ 富加町が、原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の連絡があったとき
- ウ 本部長（町長）が必要と認めたとき

4 長期化に備えた動員体制の整備

事態が長期化する可能性も考慮した職員の動員体制をあらかじめ検討しておく。

5 広域防災体制の整備

県及び防災関係機関と連携して原子力防災体制の充実に努める。

(1) 防災関係機関相互の情報交換

平常時から県、その他防災関係機関と、原子力防災体制に係る相互の情報交換を行い、防災対策の充実に努める。

(2) 広域的な応援協力体制の整備

緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、他市町村等との相互応援協定の締結等、他の市町村との連携に努める。

(3) 緊急消防援助隊の受入体制の整備

消防相互応援体制を整備するとともに、緊急消防援助隊の派遣要請のための手順や受入体制の整備に努める。

(4) 自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備

知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を決めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておこなお、自衛隊の派遣要請手続きは、一般災害対策編 第3章第4節「自衛隊災害派遣要請」による。

6 緊急時モニタリングへの協力体制の整備

県、国、関係機関等が実施する緊急時における環境放射線量等のモニタリング（緊急時モニタリング）が円滑に行われるよう、必要な情報の提供、要員の移送手段の提供等、緊急時に協力できる体制の整備に努める。

7 屋内退避等の活動体制の整備

原子力緊急事態となった場合は、事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、及び放射性物質の放出後は、避難の判断基準（OIL）に基づく避難を行うことを基本とした岐阜県・市町村広域避難方針（以下「広域避難方針」という。）等を踏まえた屋内退避等を行えるよう、体制の整備等に努める。

(1) 屋内退避方法等の周知

原子力災害時の屋内退避等の方法や留意事項等について、日ごろから町民等への周知徹底

に努める。

(2) 物資の備蓄・調達

県及び民間事業者と連携し、必要とされる食料その他の物資の確保に努める。

8 原子力災害医療活動に係る体制整備

必要に応じて、県が実施する避難退域時検査や、安定ヨウ素剤配布・服用指示、避難者の健康管理等の原子力災害医療活動に協力するための体制の整備に努める。

9 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

県及び国による飲食物の摂取制限指示が出された場合に備え、町民への指示伝達、周知方法等をあらかじめ定めておくとともに、町民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

10 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備

県及び関係機関と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。

11 町民への情報提供体制の整備

原子力災害が発生した場合、町民に対し、災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、町民に提供すべき情報項目の整理や、多様なメディアの活用等、情報提供体制の整備に努める。

(1) 情報項目の整理

県及び防災関係機関等と連携し、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて町民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行う。

(2) 情報提供体制の整備

県と連携し、町民及び報道関係機関に対する確かな情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備に努める。情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者等に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自主防災組織、民生・児童委員等との協力・連携に努める。

(3) 相談窓口の設置等

町民からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

(4) 多様なメディアの活用体制の整備

報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等のインターネット、CATV等多様なメディアの活用体制の整備に努める。

12 行政機関、学校等における業務継続計画の策定

庁舎や学校等の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれる場合に備え、業務を行うべき退避先候補をあらかじめ検討するなど、退避計画の策定に努めるものとする。

退避先での業務内容についても検討し、通常の行政サービスについても町民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、業務継続計画の策定に努める。

13 原子力防災に関する知識の普及

町民に対する原子力防災に係る知識の普及啓発を図るため、県及び防災機関と連携し、継続的な広報活動等の実施に努める。

14 防災訓練の実施

県と連携し、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟及び連携等を図るよう努める。

15 防災業務関係者の人材育成

原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県等が実施する原子力防災に関する研修に、防災業務関係者を積極的に参加させるなど、人材育成に努める。

16 町内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制整備

町内における核燃料物質等運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、町内において核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、町及び県、警察署、消防等は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

(1) 輸送に係る事業者等

輸送に係る事業者等は、以下に掲げる事故時の措置が迅速かつ的確にとれるよう、応急措置の内容、対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また、事故時の措置を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置するものとする。

【事故時の措置】

- ①町、国、県、警察、消防機関等への迅速な通報
- ②消火、延焼防止の措置
- ③核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置
- ④モニタリングの実施
- ⑤運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- ⑥核燃料物質等による汚染・漏えいの拡大防止及び除去
- ⑦放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ⑧その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置 等

(2) 町及び県

町及び県は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の指示又は県独自の判断に基づき、事故現場周辺の町民の避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制を整備する。

(3) 警察

警察は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。

(4) 消防機関

消防機関は、事故の通報を受けた場合は直ちにその旨を県に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第 31 節 農地防災対策

1 方針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

2 たん水防除事業

県では、昭和 36 年の豪雨による農地の冠水を契機にたん水防除事業を制度化し、平成 16 年度までに県内のたん水区域をほぼカバーすることができた。

今後においては、緊急度の高いものから、順次改修を進めるよう県に要請していく。

3 実施責任者

町	産業環境部
県	農政部

4 実施内容

(1) ため池等整備事業

農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施するものとする。決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。なお、当町における防災重点農業用ため池の状況は、資料編のとおりとなる。

(2) その他防災事業

風水害等によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受ける恐れのあるところには農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を実施するものとする。

第 32 節 大規模停電対策

1 方針

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

2 実施責任者

町	総務部、福祉保健部、建設部、消防部
県	危機管理部、健康福祉部、林政部、県土整備部

3 実施内容

(1) 事前防止対策

倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

(2) 代替電源の確保

大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。